

## ふるさと能登町応援寄附 返礼品取扱い事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと能登町応援寄附（以下「ふるさと納税」という。）による本町への寄附促進と地場産業の振興を図ることを目的に、ふるさと納税をした方（町外に住む方）へ返礼品として贈呈する商品やサービスを取扱う事業者を募集する。

### 2 事業者の要件

返礼品取扱い事業者は、以下の要件に全て該当している必要がある。

- (1) 町内で生産、製造、加工等が行われている商品を取扱っており、寄附者に発送できる者。
- (2) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある法人・団体又は個人事業者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に掲げる暴力団の構成員でないこと。

### 3 返礼品の要件

以下の要件のうちいずれかに該当している必要がある。

- (1) 町内において生産されたものであること。
- (2) 町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 本町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) (1)～(5)に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。

(8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- ア 本町が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において(1)～(7)のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- イ 石川県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町内において(1)～(7)のいずれかに該当するものを石川県及び県内市町の共通の返礼品等とするもの
- ウ 石川県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの

(9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた(1)～(8)のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

#### 4 返礼品の価格

返礼品の価格は、物品代(サービス代)、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとする。なお、返礼品の送料は、本町が負担する。

#### 5 委託事業者

本町では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱い業務全般を事業者に委託している。そのため、返礼品取扱い事業者は、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要がある。

#### 6 寄附申込から精算までの流れ

- (1) 寄附申込者が本町へふるさと納税による寄附を行い、返礼品を選択する。
- (2) 委託事業者が返礼品取扱い事業者へ返礼品の発送依頼をする。
- (3) 返礼品取扱い事業者から寄附者へ返礼品を発送する。
- (4) 返礼品取扱い事業者がふるさと納税管理システム上で委託事業者に代金を請求する。
- (5) 後日、委託事業者から返礼品取扱い事業者へ代金が支払われる。

#### 7 返礼品取扱い事業者のメリット

- (1) 本町が契約するふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の画像や商品名、事業者名等が掲載される。

- (2) 返礼品発送時に自社パンフレットやチラシ等を同封することで、自社のPRが可能である（返礼割合が明確になる価格記載は不可）。

## 8 募集期間

随時応募を受け付ける。

## 9 応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、関係書類を添え、能登町ふるさと振興課へEメール、郵送または持参で提出することとする。

- (1) ふるさと能登町応援寄附 返礼品取扱い事業者申込書
- (2) 返礼品事前確認シート
- (3) 商品画像
- (4) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など。持参する場合は提示のみで可）

## 10 選考方法

申込内容や商品等を総合的に判断して、取扱い事業者を決定し、その結果を当該申込み事業者へ通知する。なお、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがある。

## 11 その他留意事項

- (1) 寄附者が能登町民である場合、返礼品を送付しない。
- (2) 返礼品取扱い事業者は、返礼品の品質に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとする。また、品質等による保証やクレーム対応について、本町は一切責任を負わないものとする。
- (3) 本町は、登録された返礼品取扱い事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがある。
- (4) 返礼品取扱い事業者は、本事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、能登町個人情報保護条例及び関連法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用できない。

## 12 申込み・問合せ先

能登町ふるさと振興課 ふるさと納税係

〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1

TEL : 0 7 6 8 - 6 2 - 8 5 2 6

FAX : 0 7 6 8 - 6 2 - 8 5 0 7

Mail : furusatoshinkou@town.noto.lg.jp

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。